

令和7年度 江戸川区立中小岩小学校 人権教育 全体計画

人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・江戸川区教育委員会の教育目標・基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例
- ・江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例 等

学校の教育目標

- ・よく考える子
- 思いやりのある子
- ・たくましい子

目標策定の方針

- ・現代社会の要請
- ・児童の実態
- ・家庭・地域社会の実態
- ・保護者・地域社会の願い

人権教育の目標

- ・自他の生命を尊び、自分のことも相手のことも大切にしようとする心情を育てる。
- ・人権課題について知り、偏見や差別をなくそうとする意欲や態度を育てる。

目指す児童・生徒像

- ・自分の大切さとともに他者の大切さを認めることができる子
- ・人権課題について知り、偏見や差別をなくそうとできる子

人権教育に関する指導の実態把握

- ・生活指導の共通理解・実践
- ・スクールカウンセラーとの連携
- ・学校・家庭・地域の連携

人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）

- 【知識的側面】・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識。
- ・自由、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識。
- 【価値的・態度的側面】：・自他の価値を尊重しようとする心情や態度。
- ・互いの相違や他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
 - ・生命を尊重する態度、豊かな情操
- 【技能的側面】・能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーションの能力。
- ・人権にかかわる事柄を直感的に感受し、共感的に受け止め、内面化できる思考力や想像

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

学年・学級経営

- ・いじめや不登校の防止
- ・児童同士の豊かな人間関係作り
- ・問題の早期発見
- ・保護者・地域との信頼関係

日常的な指導

学年・学級における日常的な指導

- ・教師と児童の信頼関係、児童相互の望ましい人間関係を育成する。
- ・児童一人一人のよさを認め、伸ばし高めていく。
- ・思いや考えを大切にすることで、自他を尊重し、認め合う態度を育てる。

教科等の指導

- ・教科等の目標達成を目指し、児童の実態に即した教育実践を展開する。
- ・自他の思いや考えを大切にした教育実践を推進する。
- ・多様な学習活動を取り入れ、計画的に実践する。

人権教育の年間指導計画作成のための方針

- ・各教科、特別の教科道徳、外国語活動及び外国語、総合的な学習の時間及び特別活動、その他全教育活動において、6年間を見通し、発達段階に即して学ぶことができるようにする。
- ・児童が一人一人の大切さやよさを認め、よりよい人間関係をつくるために、かかわり合い、学び合う学習活動を行う。
- ・児童の豊かな人間性をはぐくみ、生命尊重の心情や態度を育てるための指導を行う。
- ・体験的な活動を重視し、人権課題について学ぶことができるようにする。

教職員の研修

- ・一人一人が人権尊重の理念を十分に理解し、児童の人権を尊重できるように、教育活動を常に検証する。
- ・生活指導の研修
- ・授業改善の研修

校種間の連携

- ・幼稚園や保育園に対して教育活動を公開し、人とかかわりを大切にする子の育成を連携してできるようにする。
- ・中学校との情報交換を密にし、人権にかかわる学習が積み重ねられるようにする。

家庭・地域との連携

- ・教育活動の公開や便りなどを通して、家庭や地域に対して発信し人権啓発活動を推進する。
- ・町探検や職業体験の学習などを通して、相互の信頼関係を深める。
- ・見守り隊など地域の方々の支援に対し、感謝の気持ちをもたせる。